

## 倉敷芸術科学大学学生の懲戒に関する内規

### (趣旨)

第1条 この内規は、倉敷芸術科学大学学生の懲戒に関する規程（以下「懲戒規程」という。）第5条に基づき、学生の懲戒に関し基本的な判断基準、標準例を定めるものとする。

### (懲戒の要否の決定)

第2条 学則49条の懲戒は、教育的指導の観点から行うものとし、当該行為の「悪質性」、当該行為により引き起こされた結果及び影響の「重大性」及び当該行為後の当該学生の対応等を総合的に勘案して決定するものとする。

### (懲戒の判断基準)

第3条 懲戒の量定を決定する際の目安は、次のとおりとする。

- 1 当該行為が悪質であり、かつ、その結果及び影響が重大であると認められる場合は退学又は停学とする。
- 2 当該行為が悪質であるが、その結果及び影響がことさら重大とまでは認められない場合は停学又は訓告とする。
- 3 当該行為は悪質とまではいえないが、その結果及び影響が重大であると認められる場合は停学又は訓告とする。
- 4 当該行為は悪質とまではいえず、かつ、その結果及び影響がことさら重大とは認められない場合は訓告とする。

### (行為の悪質性の判断)

第4条 行為の悪質性は、行為の態様、行為に至る動機及び故意又は過失、過去の懲戒歴等を勘案して判断するものとする。

### (行為の重大性の判断)

第5条 結果及び影響の重大性は、精神的損害を含めた人身傷害、物的損害等の有無、その程度及びその行為が学生及び社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

(懲戒の標準例)

第6条 懲戒の標準例は、別表のとおりとする。

- 1 懲戒は、実際に刑事訴追がなされるかどうかを処分決定の絶対的な判断基準とはしないものとする。
- 2 学生が逮捕又は勾留され、あるいは起訴され、本人が罪状を認めている場合は、慎重に検討し懲戒処分を行うことができる。

(再懲戒処分者)

第7条 過去に懲戒処分を受け、又は学部等で指導を受けた者が、再び懲戒に相当する行為をした場合は、より「悪質性」の高いものとみなし、前回の懲戒を超える処分を行うことができる。

(事後発覚の処分)

第8条 試験等終了後に別表「試験等における不正行為、教育・研究等学問的倫理に反する行為」の各号に掲げる行為が発覚し、その事実が確認及び認定された場合も不正行為とする。また、試験等における不正行為以外の行為も同様とする。

(懲戒の効果等)

第9条 懲戒処分を受けた学生は在籍中、本学の学生表彰、授業料免除、各種奨学金の推薦の対象とならない。

(その他教育的措置)

第10条 学生の行為が、訓告には至らないと学長が判断した場合は、学長はその行為を戒めるため厳重注意を行うことができる。

- 2 厳重注意は、口頭又は文書により行うものとする。
- 3 過去に厳重注意を受けた学生が再び厳重注意に相当する行為を行った場合は、懲戒処分の対象とすることができる。
- 4 学長が事案発覚後、倉敷芸術科学大学学生の懲戒に関する規程第10条第3項の登校禁止及び本条の厳重注意を行う際、学務部長は意見を述べることができる。

(改廃)

第 11 条 この内規の改廃は、学生生活委員会及び大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。